

日進市排水設備指定工事店 新規登録・更新時必要書類一覧

※原則郵送（特定記録郵便・簡易書留推奨）で申請してください。納付書は追って郵送にてお送りします。

送付先：名古屋上下水道総合サービス株式会社 協会事務局分室

〒456-0053 名古屋市熱田区一番三丁目2番44号 TEL 052-228-2611（土日祝日、12/29～1/3を除く9時～17時）

※下記の事務の共同化実施市町分はまとめて名古屋へ申請できます（添付書類は1部原本、他の該当市町分は写しでも可）。

名古屋市、一宮市、清須市、武豊町、瀬戸市、春日井市、常滑市、江南市、大府市、尾張旭市、岩倉市、豊明市、愛西市、あま市、長久手市、扶桑町、蟹江町、東浦町

※新規登録の場合、指定工事店証の受け渡しの際に業務内容説明を行うため、指定工事店証の郵送は行っておりません。

※更新の場合、指定工事店証を郵送希望される場合は、角型2号（A4サイズ用紙が折らずに封入できる封筒）に送付先住所及び指定工事店名をご記入のうえ、簡易書留郵送料490円分の切手を貼って申請時にご提出ください。

確認	書類	留意点
	下水道排水設備指定工事店指定申請書（第1号様式）	フリガナ等の記入漏れがないこと
	誓約書（第2号様式）	代表者氏名欄は、代表者の署名又は記名押印であること
	営業所の付近見取図（第3号様式）	
	営業所の写真	会社の看板等、営業の実態が確認できるもの
	責任技術者名簿（第4号様式）	専属・非専属を問わず、責任技術者全員を記入すること
	責任技術者証の写し	市町村発行の責任技術者証の写しの場合、愛知県下水道協会の修了証の写しをあわせて提出すること
	機械器具調書（第5号様式）	

【個人事業主】

代表者の住民票の写し	申請日前3ヶ月以内に発行されたもの
------------	-------------------

【法人】

登記事項証明書（現在事項全部証明書ないし履歴事項全部証明書）	申請日前3ヶ月以内に発行されたもの
定款の写し	

※上記の書類の他、申請手数料として、**6,000円**が必要となります。

手数料は、日進市会計課（本庁舎1階）または下水道課窓口にて発行する納付書に記載された取扱い金融機関にてお支払ください。

※新規指定工事店の指定登録日は申請締め切り日（毎月第1月曜日必着、ただし祝休日の場合はその翌日）の翌月1日となります。

曰進市排水設備指定工事店 変更・その他必要書類一覧

※原則郵送（特定記録郵便・簡易書留推奨）で申請してください。

送付先:名古屋上下水道総合サービス株式会社 協会事務局分室

〒456-0053 名古屋市熱田区一番三丁目2番44号 TEL 052-228-2611（土日祝日、12/29～1/3を除く9時～17時）

*下記の事務の共同化実施市町分はまとめて名古屋へ申請できます（添付書類は1部原本、他の該当市町分は写しでも可）。

名古屋市、一宮市、清須市、武豊町、瀬戸市、春日井市、常滑市、江南市、大府市、尾張旭市、岩倉市、豊明市、愛西市、あま市、長久手市、扶桑町、蟹江町、東浦町

*変更後の指定工事店証を郵送希望される場合は、角型2号（A4サイズ用紙が折らずに封入できる封筒）に送付先住所

及び指定工事店名をご記入のうえ、簡易書留郵送料490円分の切手を貼って申請時にご提出ください。

*郵送で申請される場合は、新規登録・更新の場合とは異なり、上記の場合以外の返信用封筒は必要ありません。

組織変更

確認	書類	留意点
	指定工事店変更届（第8号様式）	個人→法人、法人→個人への変更の場合は廃止して新規指定有限・株式等、法人格の同一性が維持される組織変更の場合のみ
	登記事項証明書（現在事項全部証明書ないし履歴事項全部証明書）	申請日前3ヶ月以内に発行されたもの
	定款の写し	
	交付済指定工事店証	

氏名・名称変更

確認	書類	留意点
	指定工事店変更届（第8号様式）	
	交付済指定工事店証	
【個人事業主】		申請日前3ヶ月以内に発行されたもの（屋号の変更の場合は不要）
【法人】		登記事項証明書（現在事項全部証明書ないし履歴事項全部証明書）
定款の写し		

代表者又は役員の変更

確認	書類	留意点
	指定工事店変更届（第8号様式）	個人の場合は、廃止して新規指定
	誓約書（指定工事店用）	代表者氏名欄は、代表者の署名又は記名押印であること 役員の解任のみの場合は不要
	登記事項証明書（現在事項全部証明書ないし履歴事項全部証明書）	申請日前3ヶ月以内に発行されたもの
	交付済指定工事店証	代表者変更の場合のみ必要

住所変更（本店又は営業所の移転）

確認	書類	留意点
	指定工事店変更届（第8号様式）	
	営業所の付近見取図（第3号様式）	営業所移転の場合のみ必要
	営業所の写真	営業所移転の場合のみ必要 会社の看板等、営業の実態が確認できるもの
	交付済指定工事店証	営業所移転の場合のみ必要
【個人事業主】		申請日前3ヶ月以内に発行されたもの
【法人】		登記事項証明書（現在事項全部証明書ないし履歴事項全部証明書）
申請日前3ヶ月以内に発行されたもの		

住居表示変更

確認	書類	留意点
	指定工事店変更届（第8号様式）	
	交付済指定工事店証	営業所住居表示の場合のみ必要
【個人事業主】		申請日前3ヶ月以内に発行されたもの（住居表示変更証明書も可）
【法人】		登記事項証明書（現在事項全部証明書ないし履歴事項全部証明書）
申請日前3ヶ月以内に発行されたもの（住居表示変更証明書も可）		

電話番号・FAX番号・メールアドレスの変更

確認	書類	留意点
	指定工事店変更届（第8号様式）	

責任技術者の増減

確認	書類	留意点
	指定工事店変更届（第8号様式）	
	責任技術者名簿（第4号様式）	専属・非専属を問わず、責任技術者全員を記入すること

責任技術者の選任があつた場合のみ必要
市町村発行の責任技術者証の写しの場合、愛知県下水道協会の修了証の写しをあわせて提出すること

指定の廃止・休止・再開

確認	書類	留意点
	下水道排水設備指定工事店（廃止・休止・再開）届（第9号様式）	
	交付済指定工事店証	再開の場合は不要

指定工事店証再交付

確認	書類	留意点
	指定工事店証再交付申請書（第7号様式）	
	交付済指定工事店証	紛失の場合は不要